

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 26 日

宮津市長 城 崎 雅 文

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

港・浜野路

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況 経営体数

法人	－経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地集約する過程で農地中間管理機構の活用を検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

高収益作物等の作付拡大

担い手の確保

耕作放棄地を出さないための個人、集落営農組織による効率的な農地利用

集落営農組織の基盤強化